



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年3月25日金曜日 第2253号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生  
の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 222

## 告 示

地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示..... 223

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... 223

監視伝染病発生予防検査の実施..... 224

監視伝染病の発生予防のための注射の実施..... 224

都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)..... 225

県立都市公園の区域の変更..... 225

土地改良事業の工事完了の届出..... 225

道路の区域変更(県道上猿田三島線)..... 225

道路の供用開始( " )..... 225

道路の区域変更(県道上猿田三島線)..... 226

道路の供用開始( " )..... 226

道路の区域変更(県道桜井山路線)..... 226

道路の供用開始( " )..... 226

道路の区域変更(一般国道378号)..... 227

道路の供用開始( " )..... 227

道路の区域変更(県道湯山北条線)..... 227

道路の供用開始( " )..... 227

道路の区域変更(県道松山港内宮線外)..... 228

道路の供用開始( " )..... 228

道路の供用開始(県道広田双海線)..... 228

道路の区域変更(県道美川川内線)..... 228

道路の供用開始(一般国道494号外)..... 229

土地改良区役員の就退任の届出..... 229

土地改良事業の工事完了の届出..... 229

道路の区域変更(県道五百木立山線)..... 229

道路の供用開始( " )..... 229

道路の区域変更(県道大瀬川中線)..... 230

道路の供用開始( " )..... 230

## 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表..... 230

学校法人今治キリスト教学園、学校法人あい学園、学校法人松山  
アライアンス学園、学校法人創志学園、西条商工会議所、今治商  
工会議所、伊予商工会議所、社会福祉法人回生会、社会福祉法人  
悠々会、社会福祉法人寿山会、社会福祉法人日親会、社会福祉法  
人宇和島市民共済会、社会福祉法人いしづち会、社会福祉法人伯  
方福祉会、有限会社ナイスデイ、宇摩森林組合、伊予森林組合、  
大洲市森林組合、愛媛県人権対策協議会、愛媛県公民館連合会、  
医療法人住友別子病院、松山赤十字病院、四国中央市、内子町、  
イヨテツケーターサービス株式会社..... 231

愛媛県電子自治体推進協議会、愛媛オペラ2010実行委員会..... 233

財団法人えひめ女性財団、財団法人伊方原子力広報センター、財  
団法人愛媛県国際交流協会、社団法人愛媛県園芸振興基金協会、  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団、公益財団法人愛媛県動物園  
協会、財団法人愛媛県文化振興財団..... 233

財団法人愛媛県水産振興基金..... 233

財団法人えひめ女性財団、特定非営利活動法人愛と心えひめ、コ  
ンソーシアムGENKI、株式会社ウイン、イヨテツケーターサ  
ービス株式会社、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団、公益財団  
法人愛媛県動物園協会、財団法人愛媛県文化振興財団..... 234

監査結果に基づく措置の公表(2件)..... 234

東予地方局健康福祉環境部..... 237

## 正 誤

平成23年2月22日付け第2244号(土砂災害警戒区域及び土砂災害  
特別警戒区域の指定)中..... 237

## 規 則

### ○愛媛県規則第8号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月25日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)の一部を次のよう  
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為 )	( 条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為 )
<b>第2条</b> 条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為は、次に掲 げる施設において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の 土地へのたい積をする行為とする。	<b>第2条</b> 条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為は、次に掲 げる施設において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の 土地へのたい積をする行為とする。
(1) 省略	(1) 省略

(2) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項  
の規定による届出をした施設

(3) 省略

2 省略

（公共的団体の範囲）

第5条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 日本下水道事業団

(2)～(9) 省略

別表第1（第3条、第15条関係）

項目	基準値	測定方法
省略		
有機燐 <sup>りん</sup>	検液中に検出されな いこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 （昭和49年9月環境庁告示第64号。 以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K 0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
省略		

備考 省略

別表第5（第7条、第10条関係）

1～4 省略
5 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第13条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）及び森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為
6～15 省略
16 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による許可を要する行為
17・18 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第396号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成22年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松 前 町	大字筒井、浜、北黒田の一部 大字西古泉の一部	平成23年 3月31日まで "	地籍調査 "

(2) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第8条第1項の規定による認可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした施設

(3) 省略

2 省略

（公共的団体の範囲）

第5条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 日本下水道事業団及び年金資金運用基金

(2)～(9) 省略

別表第1（第3条、第15条関係）

項目	基準値	測定方法
省略		
有機燐 <sup>りん</sup>	検液中に検出されな いこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和49年9月環境庁告示第64号。 以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K 0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
省略		

備考 省略

別表第5（第7条、第10条関係）

1～4 省略
5 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項及び 第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為
6～15 省略
16 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第5条第1項の規定による許可を要する行為
17・18 省略

○愛媛県告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、松山市溝辺町、東野及び畑寺町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業・湯山久米地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年 3月28日から平成23年 4月22日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第398号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の目的

ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
2 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西条市、越智郡、今治市（旧越智郡に限る）、松山市、宇和島市、南宇和郡
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西予市（大野ヶ原を除く野村町）
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬	県下一円
2 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬	
3 その他知事の指定する馬	

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

(1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法で行う。

(2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

急速凝集反応法

(3) 知事の指定するその他の疾病

知事の指定する方法

○愛媛県告示第399号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚	県下一円

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚

2 実施の期日

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第400号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、大洲都市計画下水道事業大洲公共下水道（大洲市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

平成元年 1月24日から

平成29年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県大洲市大洲字中島及び字鉄砲町、西大洲字中島及び字ヤヲ、阿蔵字フルカワ、東大洲並びに五郎の地内

(2) 使用の部分

愛媛県大洲市東大洲地内

○愛媛県告示第401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西予都市計画下水道事業西予公共下水道（西予市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

○愛媛県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上猿田三島線	四国中央市富郷町寒川山字ヲヲヒ乙838番3から 同町寒川山字河俣乙.830番3まで	旧	メートル 4.0～14.0	キロメートル 0.075	
			新	10.0～15.0	0.075	

○愛媛県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

平成12年 1月11日から

平成29年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県西予市宇和町稲生及び野村町野村地内

(2) 使用の部分

愛媛県西予市宇和町稲生及び皆田並びに野村町野村地内

○愛媛県告示第402号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第2条第2項の規定に基づき、県立都市公園の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	供用開始の日
第4号南予レクリエーション都市公園	宇和島市	図面とおり	平成23年 4月 1日

（図面省略）

○愛媛県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 3月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	黒谷地区	平成23年 2月28日

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上猿田三島線	四国中央市富郷町寒川山字ヲラヒ乙838番3から 同町寒川山字河俣乙830番3まで	平成23年 3月25日

○愛媛県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上猿田三島線	四国中央市富郷町寒川山字下猿田596番7から 同町寒川山字コロモノ下乙698番5まで	旧	メートル 4.0～8.5	キロメートル 0.114	
			新	4.2～17.0	0.114	

○愛媛県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上猿田三島線	四国中央市富郷町寒川山字下猿田596番7から 同町寒川山字コロモノ下乙698番5まで	平成23年 3月25日

○愛媛県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市辻堂4丁目62番4から 同市辻堂4丁目72番3まで	旧	メートル 6.0～6.8	キロメートル 0.032	
			新	13.2～14.0	0.032	
"	"	今治市郷新屋敷町5丁目393番2から 同市郷新屋敷町4丁目388番3まで	旧	6.5～7.5	0.093	
			新	13.4～14.0	0.093	
"	"	今治市郷六ヶ内町3丁目458番13から 同市郷六ヶ内町3丁目462番2まで	旧	8.9～26.2	0.063	
			新	16.6～26.2	0.063	

○愛媛県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市辻堂 4丁目62番4から 同市辻堂 4丁目72番3まで	平成23年 3月25日
"	"	今治市郷新屋敷町 5丁目393番2から 同市郷新屋敷町 4丁目388番3まで	"
"	"	今治市郷六ヶ内町 3丁目458番13から 同市郷六ヶ内町 3丁目462番2まで	"

## ○愛媛県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市尾崎字天神下72番4から 同市尾崎字宮下124番3まで	旧	メートル 10.0～19.5	キロメートル 0.176	
			新	11.5～32.5	0.176	

## ○愛媛県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	伊予市尾崎字天神下72番4から 同市尾崎字宮下124番3まで	平成23年 3月25日

## ○愛媛県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	湯山北条線	松山市土手内50番10から 同市土手内16番16まで	旧	メートル 7.7～ 8.3	キロメートル 0.156	
			新	12.2～14.8	0.156	

## ○愛媛県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山北条線	松山市土手内50番10から 同市土手内16番16まで	平成23年 3月29日

## ○愛媛県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山港内宮線	松山市馬木町2126番2から 同市内宮町甲512番8まで	旧	メートル 14.0～29.9	キロメートル 0.288	
			新	14.0～29.9	0.288	
"	平田北条線	松山市平田町441番4から 同市内宮町甲512番8まで	旧	10.3～28.0	0.151	
			新	15.4～41.1	0.151	

## ○愛媛県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山港内宮線	松山市馬木町2126番2から 同市内宮町甲512番8まで	平成23年 3月30日
"	平田北条線	松山市平田町441番4から 同市内宮町甲512番8まで	"

## ○愛媛県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予市双海町上瀬字船屋久保成346番25から 同字成341番5まで	平成23年 3月30日

## ○愛媛県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町黒藤川2116番3から 同町黒藤川2116番3まで	旧	メートル 12.9～25.0	キロメートル 0.030	
			新	14.3～26.7	0.030	

○愛媛県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2797番2から 同町笠方2801番3まで	平成23年 3月25日
”	”	上浮穴郡久万高原町笠方2801番3から 同町渋草1310番4まで	”
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町黒藤川2116番3から 同町黒藤川2116番3まで	平成23年 3月31日

○愛媛県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。  
平成23年 3月25日  
愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利  
就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 塚 俊 平	西予市三瓶町津布理93番地1

○愛媛県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、宇和島市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。  
平成23年 3月25日  
愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	白浜地区	平成23年 3月10日

○愛媛県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	五百木立山線	喜多郡内子町立山5048番3から 同町立山5051番10まで	旧	メートル 13.2～26.0	キロメートル 0.085	
			新	22.7～57.5	0.085	

○愛媛県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広



道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	五百木立山線	喜多郡内子町立山5048番3から 同町立山5051番10まで	平成23年 3月25日

○愛媛県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大瀬川中線	喜多郡内子町川中1551番2から 同町川中1558番3まで	旧	メートル 4.0～6.0	キロメートル 0.082	
			新	19.3～50.9	0.082	

○愛媛県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大瀬川中線	喜多郡内子町川中1551番2から 同町川中1558番3まで	平成23年 3月25日

監 査 公 表

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 3月25日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次  
 同 本 宮 勇  
 同 赤 松 泰 伸  
 同 岸 新

選定した特定の事件	外郭公益法人に係る諸問題の監査（その2）	
監査の結果に関する報告提出年月日	平成22年 3月24日	
監 査 対 象 機 関	経済労働部 産業支援局 産業創出課	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	
財団法人えひめ産業振興財団 企業立地推進課は県庁職員が兼務しており人件費は県庁が支払っているため、財団の会計には事業直接費のみが計上されており、人件費が計上されていない。同課が実施している地域産業活性化企業誘致活動強化事業及び中予地域情報サービス関連産業活性化人材養成等事業について県が負担した人件費のうち事業にかかわる金額は財団の会計に計上すべきである。	当該職員は、職務専念義務の免除（県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要な場合に本来業務に支障のない範囲で従事。）により、財団業務に従事させており、その性質上、財団業務への従事はあくまで必要最小限の範囲であり、また、県職員としての本来業務との明確な線引きも困難であることから、財団会計に兼務職員の人件費を計上することは困難である。	
監 査 対 象 機 関	経済労働部 産業支援局 経営支援課	

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>財団法人えひめ産業振興財団</p> <p>1 設備貸与事業、機械類貸与事業について、当該制度の条件として、設備導入して一定期間経過後に、付加価値額もしくは1人当たり付加価値額の一定比率以上の向上が見込まれることが要件として定められているにもかかわらず、事後管理として、この点についての適切な確認作業が行われていない。県の担当課によれば、事後の確認作業は要件となっていないとのことであるが、制度の趣旨からみて適切に運用されているとは言えず、改善が求められる。</p> <p>2 貸付事業の債権管理</p> <p>(1) 財団は、未収貸与料債権管理規程に基づき、債務者及び連帯保証人と常時接触を保ち、より早期に内容証明郵便を送付し、履行期限を延長することが実情に応じた管理といえるか等を検討し、少なくとも貸与料の支払に半年の遅滞が生じた段階で法的措置をとるべきであった。</p> <p>これらの措置をとることなく、支払いの請求等をするとどめ、最終的に貸倒償却せざるを得なかったことは、財団に債権管理能力が欠けていたことを意味するものであり、内部管理体制を確立せずリスクの高い貸付事業を実施したことは適正とはいえない。</p> <p>(2) また、ほぼ全ての企業について、未収貸与料債権の管理にあたり、債務者及び連帯保証人と常時接触を保っていたとは言いがたく、本規程に違反している。</p> <p>ほぼ全ての企業について、遅延が生じた場合、少額であってもかまわない、毎月支払ってほしい、できるだけ多く支払ってほしいなどとして支払を求め、企業及び連帯保証人の資産状況等を確認しておらず、実情に応じた管理方針を定めたとはいえず、本規程に違反している。</p> <p>さらに、単に支払の延期を求めるのみであるなど、支払について誠意がみられないケース、話し合いでの解決が困難なケースにおいても、法的手続の申立を行っておらず、本規程に違反している。</p> <p>3 小規模企業者等設備貸与事業等円滑化補助金については、これが貸倒償却に充てられることによって、住民に利益がもたらされるとは言い難い。</p> <p>そもそも、未収貸与料債権は、これを適切に管理し、必要に応じて法的措置を検討・実行していれば、回収できた部分も多いと考えられる。</p> <p>さらに、やむを得ず生じた未収貸与料債権についても、これを償却することにより特段の不利益が生じたとは考えられない。</p> <p>以上より、客観的に公益上の必要性があったとはいえない。</p> <p>また、未収貸与料債権を適切に管理することなく、補助金をもって償却することが、利用者の費用負担軽減、貸与事業等の促進という目的に従うものとはいえない。</p> <p>未収分が生じた場合には、本人の資産状況等を十分に考慮し、必要に応じて、法的措置を検討・実行し、やむを得ず生じた未収貸与料債権については、償却すべきであったと考えられる。</p> <p>4 コンピュータ西暦2000年問題対応情報化機器等貸与支援事業補てん準備基金について</p> <p>(1) 貸借対照表・その他の流動資産に計上されている未収規定損害金Bの債権残高18,298千円を貸倒処理すべきである。なお、損失の50%相当額は機械類信用保険から保険金を受領している。</p> <p>リース会社の債権回収業務が終了し、以後は財団が債権回収を行っているにも拘らず、債権の会計処理が未処理である。</p> <p>(2) コンピュータ西暦2000年問題対応情報化機器等貸与支援事業補てん準備基金残高を県へ返還処理等すべきである。</p> <p>仮に50%相当の保険金を受領したとして単純計算すると、基金残高は9,610千円(18,759千円 - 18,298千円 × 50%)となる。</p>	<p>付加価値額向上の要件は、設備導入の効果を予測し、導入の必要性を判断するためのものであり、設備導入後の確認は、制度上要件とされていないが、企業の業況把握は、債権管理上も重要であることから、財団において、定期的に決算書類の提出を求めることとした。</p> <p>財団では、債権の管理を適正に行うため、未収貸与料債権管理規程を定めているが、実際には、規定どおりの処理がなされているとはいえない事例が認められたことから、今後は、未収債権を適正に管理するため、債権管理規程の遵守について財団を指導する。</p> <p>財団では、平成22年4月に、債権管理規程の適正かつ円滑な運用を図るため、「貸与料等債権管理検討委員会」を設置し、貸与先の指導や未収債権の償却等に関する検討を行っている。</p> <p>なお、法的措置への移行時期については、債権管理規程に明示しておらず、個々の事例に即して判断するものである。</p> <p>小規模企業者等設備貸与事業等円滑化準備資金補助金は、国の中小企業総合事業団(当時)が実施していた機械類信用保険制度(貸倒額の50%を保険金で補填)が平成14年度末で廃止されたことから、設備貸与利用者の負担増加を抑制するため、国の補助事業等により平成15～17年度に全国一律で実施したものである。</p> <p>同補助金は、信用力の低い小規模企業者の設備導入を促進し、負担軽減を図るうえで公益上の必要性はあったと認識している。</p> <p>なお、未収債権の償却については、未収先企業の実態や回収可能性を十分に調査・検討したうえで、回収見込みのないものは、債権償却基準に従い適切に処理するよう財団を指導している。</p> <p>未収規定損害金Bは、コンピュータ西暦2000年問題対応情報化機器等貸与支援事業による貸与案件について、未収が発生したためにリース契約を解除した場合の損害賠償金であり、2社分18,298千円が未収である。</p> <p>未収規定損害金Bについては、未収先企業の実態や回収可能性を十分に調査・検討したうえで、回収見込みのないものは、債権償却基準に従い適切に処理するよう財団を指導している。</p> <p>コンピュータ西暦2000年問題対応情報化機器等貸与支援事業補てん準備基金は、コンピュータ西暦2000年問題対応情報化機器等貸与支援事業による貸与案件について貸倒が発生した場合の損失の補填等に充てるため、国の補助事業により造成された基金であるが、財団では未収規定損害金Bの貸倒償却処理を行っていないため、現在18,759千円の基金残高がある。</p> <p>未収規定損害金Bについては、未収先企業の実態や回収可能性を十分に調査・検討したうえで、回収見込みのないものは、債権償却基準に従い適切に処理するよう財団を指導しており、基金についても、貸倒償却処理後の不利益額について県に返還させる。</p>

○公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年 3月25日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次  
同 本 宮 勇

同 赤 松 泰 伸  
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
学校法人 今治キリスト教学園	平成22年12月9日
学 校 法 人 あい学 園	"
学校法人 松山アライアンス学園	"
学 校 法 人 創 志 学 園	"
西 条 商 工 会 議 所	"
今 治 商 工 会 議 所	"
伊 予 商 工 会 議 所	"
社 会 福 祉 法 人 回 生 会	"
社 会 福 祉 法 人 悠 々 会	"
社 会 福 祉 法 人 寿 山 会	"
社 会 福 祉 法 人 日 親 会	"
社 会 福 祉 法 人 宇 和 島 市 民 共 済 会	"
社 会 福 祉 法 人 い し づ ち 会	"
社 会 福 祉 法 人 伯 方 福 祉 会	"
有 限 会 社 ナ イ ス デ イ	"
宇 摩 森 林 組 合	"
伊 予 森 林 組 合	"
大 洲 市 森 林 組 合	"
愛 媛 県 人 権 対 策 協 議 会	"
愛 媛 県 公 民 館 連 合 会	"
医 療 法 人 住 友 別 子 病 院	"
松 山 赤 十 字 病 院	"
四 国 中 央 市	"
内 子 町	"
イヨテツケーターサービス株式会社	平成23年 1月26日

(監査の結果)

平成21年度において実施された上記団体に対する次の補助金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の団体において次の事項が認められた。

補助金交付額は、事務費実支出額又は事務費基準額から事務費本人徴収額を控除して算出するところ、入所者の対象収入の階層区分を誤って認定したことにより事務費本人徴収額を過小に算定していたため、補助金の過大な交付(84,000円)を受けていた。(社会福祉法人 回生会)

補助金交付額は、事務費実支出額又は事務費基準額から事務費本人徴収額を控除して算出するところ、入所者の対象収入の階層区分を誤って認定したことにより事務費本人徴収額を過小に算定していたため、補助金の過大な交付(303,000円)を受けていた。(社会福祉法人 寿山会)

事 業 主 体	補 助 金 の 名	補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 事 業 費	補 助 金 額
学校法人 今治キリスト教学園	平成21年度 愛媛県私立学校運営費補助金	今治めぐみ幼稚園の運営費	30,959,123円	13,888,000円
学校法人 あい学 園	"	あい幼稚園の運営費	36,704,887円	17,511,000円
学校法人 松山アライアンス学園	"	松山のぞみ幼稚園の運営費	43,535,453円	21,160,000円

学校法人 創志学園	"	愛媛女子短期大学附属幼稚園の運営費	38,316,831円	17,055,000円
西条商工会議所	平成21年度 小規模事業指導費補助金	経営改善普及事業費	61,433,218円	49,808,731円
今治商工会議所	"	"	67,274,410円	57,556,017円
伊予商工会議所	"	"	46,948,074円	40,316,931円
社会福祉法人 回生会	平成21年度 愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金	ケアハウス福寿の運営費	35,776,998円	13,481,000円
社会福祉法人 悠々会	"	ケアハウス吹揚の運営費	38,376,111円	16,209,000円
社会福祉法人 寿山会	"	ケアハウス寿山荘の運営費	30,491,491円	16,517,000円
社会福祉法人 日親会	"	ラ・ファミーユ(ケアハウス)の運営費	103,482,129円	16,398,000円
社会福祉法人 宇和島市民共済会	"	ケアハウスいこいの運営費	49,640,070円	26,344,000円
社会福祉法人 いしづち会	平成21年度 愛媛県障害児(者)施設等施設整備費補助金	西条福祉園及び西条福祉園ケアホームの施設整備費	533,190,000円	301,150,000円
社会福祉法人 伯方福祉会	平成21年度 介護基盤緊急整備等事業費補助金	はかた寿園のステッププリンクラー等の施設整備費	33,800,000円	33,799,000円
有限会社 ナイスデイ	"	アットホーム直瀬のスプリンクラー等の施設整備費	4,805,764円	4,680,000円
宇摩森林組合	平成21年度 愛媛県森林そ生緊急対策事業補助金	不用木の除去、作業路の整備等	7,344,920円	6,250,000円
伊予森林組合	"	"	2,508,570円	2,500,000円
大洲市森林組合	"	"	16,694,000円	15,884,000円
"	平成21年度 県単独林道整備事業費補助金	林内作業道開設等	20,000,000円	10,000,000円
愛媛県人権対策協議会	平成21年度 愛媛県人権対策協議会補助金	愛媛県人権対策協議会運営費補助	6,771,553円	5,000,000円
愛媛県公民館連合会	平成21年度 愛媛県公民館連合会運営費補助金	愛媛県公民館連合会運営費補助	8,702,053円	3,500,000円
医療法人 住友別子病院	平成21年度 愛媛県がん医療体制整備事業費補助金	がん医療体制整備事業	13,640,693円	6,000,000円
松山赤十字病院	"	"	7,468,373円	6,000,000円
"	平成21年度 愛媛県新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備整備事業費補助金	新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備整備	3,648,960円	2,658,960円

四 国 中 央 市	平成21年度 新ふるさと づくり総合 支援事業費 補助金	地域づくり推進 事業	23, 342 810円	5, 729 000円
内 子 町	"	"	26, 318 955円	8, 166 000円
イヨテツケーター サービス株式 会社	平成21年度 地域若者サ ポートステ ーション運 営支援事業 費補助金	サポートステ ーションの人件 費、運営費	4, 620 000円	4, 620 000円

○公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年 3月25日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次  
同 本 宮 勇  
同 赤 松 泰 伸  
同 岸 新

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
愛媛県電子自治体推進協議会		平成22年12月9日
愛媛オペラ2010実行委員会		平成23年2月1日
(監査の結果)		
平成21年度及び平成22年度において実施された上記団体に対する次の負担金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。		
事 業 主 体	負 担 金 の 名 称	負 担 金 額
愛媛県電子自治体推進協議会	平成21年度愛媛県電子自治体推進協議会負担金	38 082 400円
"	平成22年度愛媛県電子自治体推進協議会負担金	23 576 911円
愛媛オペラ2010実行委員会	平成21年度愛媛オペラ2010実施事業費負担金	6 000 000円
"	平成22年度愛媛オペラ2010実施事業費負担金	32 700 000円

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年 3月25日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次  
同 本 宮 勇  
同 赤 松 泰 伸  
同 岸 新

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
財団法人 えひめ女性財団	設立 平成3年4月1日 基本金額 1 000 000 000円 県出捐額 1 000 000 000円	平成23年 1月25日

財団法人 伊方原子力広報セ ンター	設立 昭和58年4月1日 基本金額 6 000 000円 県出捐額 2 000 000円	"
財団法人 愛媛県国際交流協 会	設立 平成元年4月1日 基本金額 1 500 000 000円 県出捐額 1 000 000 000円	"
社団法人 愛媛県園芸振興基 金協会	設立 昭和47年3月27日 (平成21年7月1 日付けで社団法人 愛媛県野菜価格安 定基金協会と合併 し、同日付けで名 称変更。) 基本金額 171 954 000円 県出捐額 25 000 000円 県補助金 20 041 000円	"
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事 業団	設立 昭和47年4月1日 基本金額 10 000 000円 県出捐額 10 000 000円	平成23年 1月26日
公益財団法人 愛媛県動物園協会	設立 昭和62年4月1日 (平成22年6月1 日付けで公益財団 法人に移行。) 基本金額 20 000 000円 県出捐額 10 000 000円	"
財団法人 愛媛県文化振興財 団	設立 昭和55年12月26日 基本金額 1 517 300 000円 県出捐額 1 200 000 000円	"
(監査の結果)		
平成21年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。		

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年 3月25日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次  
同 本 宮 勇  
同 赤 松 泰 伸  
同 岸 新

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
財団法人 愛媛県水産振興基金	設立 昭和49年 1月14日 基本金の額 358,400,000円 県出捐額 120,000,000円	平成23年 2月 1日

(監査の結果)

平成21年度及び平成22年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

○公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年 3月25日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次  
同 本 宮 勇  
同 赤 松 泰 伸  
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
財団法人 えひめ女性財団	平成23年 1月25日
特定非営利活動法人 愛と心えひめ	"
コンソーシアムGENKI	"
株式会社 ウィン	"
イヨテツケーターサービス株式会社	平成23年 1月26日
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	"
公益財団法人 愛媛県動物園協会	"
財団法人 愛媛県文化振興財団	"

(監査の結果)

平成21年度において実施された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

公 の 施 設 の 管 理 委 託 団 体	公 の 施 設 の 名 称	委 託 金 額
財団法人 えひめ女性財団	愛媛県女性総合センター	60,046,700円
特定非営利活動法人 愛と心えひめ	愛媛県在宅介護研修センター	42,546,000円
コンソーシアムGENKI	道後公園	48,000,000円
株式会社 ウィン	愛媛県生活文化センター	13,397,000円
"	萬翠荘	13,747,000円
イヨテツケーターサービス 株式会社	愛媛県体験型環境学習センター	10,000,000円
"	えひめこどもの城	195,700,000円
"	愛媛県生涯学習センター えひめ青少年ふれあいセンター	164,500,000円
"	愛媛県総合科学博物館	168,000,000円
"	愛媛県歴史文化博物館	171,000,000円
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	愛媛県身体障害者福祉センター	49,758,000円

"	愛媛県障害者更生センター	31,596,000円
"	愛媛県母子生活支援センター	43,332,550円
公益財団法人 愛媛県動物園協会	とべ動物園	331,595,000円
財団法人 愛媛県文化振興財団	愛媛県県民文化会館	160,549,291円

○公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 3月25日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次  
同 本 宮 勇  
同 赤 松 泰 伸  
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 央 児 童 相 談 所	平成22年 5月20日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	5,593,980	45,944,033	51,538,013	平成21年12月31日現在（対前年同月比）
20年度	5,128,640	49,008,463	54,137,103	
差引増減	465,340	3,064,430	2,599,090	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、四半期毎に徴収会議を開催するほか、個別滞納整理表の作成により未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、重点的な滞納整理に努めた。

今後とも、保護者との連絡を密にし収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額（円）		
	平成21年12月31日現在	平成22年度への繰越額（平成21年度末現在）	平成22年12月31日現在
平成21年度分	5,593,980	6,804,620	6,442,450
滞納繰越分	45,944,033	38,225,603	37,898,023
計 ①	51,538,013	45,030,223	44,340,473
平成22年度分②	-	-	5,291,340
合計（①+②）	51,538,013	45,030,223	49,631,813

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 林 水 産 研 究 所	平成22年 4月 9日、 平成22年 4月13日、 平成22年 4月16日、 平成22年 5月12日

(監査の結果)

- 生産品について、水稲種子は平成21年5月に、麦種子は10月に売却処分を行っていたにもかかわらず、これらの収入調定が22年2月と著しく遅延していた。
- 生産品(水稲及び麦の原種、原々種)について、実際の保管数量と生産品受払簿の現在数量に差異が認められたため、種子の重要性を認識し、品種ごとの保管数量が把握できるよう、生産、保管の適切な管理方法を検討されたい。
- 研修施設の調理員(日々雇用職員)の雇用及び給食費徴収金について、次のとおり改善を要する点があった。
  - ・調理員の勤務時間は、勤務体制によって異なるため、勤務時間を確認できる記録等を保管するなどして的確に勤務実績を把握されたい。
  - ・研修生から徴収する給食費徴収金は私費会計として調理員が取り扱っているが、現金出納簿や領収書等が整備されていなかったため、適正な管理方を検討されたい。

(措置の内容)

- 種子の売却については、所内の担当者間の連携不足と販売先からの配布種子に係る検収通知書の提出の遅れにより、調定事務が遅れたことから、所内の連絡体制を見直し、販売先には改善を指示して、米は8月、麦は12月までに調定を完了するよう改善を行った。
- 米麦の原種等の生産・配布事務については、出入庫に際して、担当者の報告をもとに、「生産報告・処分及び収入何伝票」と「生産物受払簿」を作成していたが、より適正を図るため、保管庫への入・出庫及び在庫確認を担当者と複数の管理職によるダブルチェック体制とし、総務課では、その確認報告をもとに生産物受払簿を作成する体制に改善を行った。
- 調理員(日々雇用職員)の一日あたりの勤務時間(朝昼夜)の実績確認について、雇用発令の方法が特殊なため、出勤簿以外に調理員が何時から何時までの間勤務していたか、内訳を確認できる書類を整備することとした。  
研修生から徴収した現金の管理については、研修毎に出納簿を作成し、領収書についても適正に管理することとした。

(措置の内容)

当該職員の単身赴任手当については、平成22年7月27日付けで最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により算出した交通距離により再認定するとともに、過支給となった加算額相当額の返納処理を速やかに行い、平成22年8月23日に収納した。  
今後は、十分注意のうえ、適正な認定を行ってまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
美 術 館	平成22年 5月18日

(監査の結果)

職員の週休日及び勤務時間の割振りについて、「職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例」の定めにより、人事委員会の承認を得て割振りを定めていたところ、適正な割振りとなっていなかった。

(措置の内容)

学芸課職員については、イベント実施等を考慮した割振りを行ったため、4週につき7休又は9休となっているなど4週8休となっていないケースがあったが、本年度から全職員が4週8休となるよう適正な割振りとしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
川 之 江 高 等 学 校	平成22年 1月21日

(監査の結果)

高速道路を利用して通勤している職員(1名)の通勤手当について、交通用具の使用距離は高速道路を利用するかどうかにかかわらず最短距離で認定しなければならないと誤ったため、計115,000円(平成19年12月から21年12月までの25か月分)が支給不足となっていた。

(措置の内容)

平成21年度不足分(41,400円)及び過年度(H19.12~H21.3)不足分(73,600円)については、平成22年1月に支給済み。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
三 島 高 等 学 校	平成22年 1月21日

(監査の結果)

第一教棟耐震改修工事に伴う仮設・移設工事設計業務委託契約について、光ケーブル専用線移設工事に係る部分は、同専用回線の契約の相手方であれば無償で行うことができたものであったため、予定価格の積算において135,450円が過大となっていた。

(措置の内容)

設計図面の作成及び適正な予定価格を設定するために、第三者である設計業者に業務委託を行った次第である。今回のように特定の1者しか対応できないような工事の場合には、事業内容及び契約条項等を精査し、主管課との事前協議を行い指導を十分受けながら、事務処理を行うよう努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 北 高 等 学 校	平成22年 1月21日

○公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 3月25日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次  
同 本 宮 勇  
同 赤 松 泰 伸  
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
高 校 教 育 課	平成22年 8月23日

(監査の結果)

職員(1名)の単身赴任手当(加算額)について、認定した交通距離は最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により算定されているとはいえないため、計24,000円(平成21年4月から7月までの4か月分)が過支給となっていた。

<p>(監査の結果)</p> <p>平成20年度に納入のあった物品について、21年度及び22年度の予算で分割して支出していたものがあつた。</p>
<p>(措置の内容)</p> <p>2年分印刷するとより安価になるので、平成20年度の秋頃に見積りを依頼し、業者を決定のうえ発注した。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則の遵守を徹底し、支払遅延のないよう支払時期の到来したものは迅速に支出する。</p>

監査対象機関	監査年月日
東 温 高 等 学 校	平成22年 1月21日

<p>(監査の結果)</p> <p>更紙・コピー用紙外5件の契約(単価契約)について、それぞれ4月から8月までの購入代金(計722,185円)を、平成21年10月16日にまとめて支払っていた。</p>
<p>(措置の内容)</p> <p>支払遅延が発生した理由として、担当者が処理を失念していたためとチェック体制の不備が挙げられる。再発防止策として、物品購入希望がある場合は、担当者から事務室に物品購入(修繕)要求書を提出させたいうで発注し、支払については、その要求書をもとに支払遅延がないか、事務長、事務係長が中心になってチェックする体制を整えた。</p> <p>以後、支払が滞りなく行われるようになった。</p>

監査対象機関	監査年月日
伊 予 農 業 高 等 学 校	平成22年 1月27日

<p>(監査の結果)</p> <p>第二教棟屋上防水工事(第1号)について、作業用外部足場の面積が減少したことから設計変更を行うべきところ、これに替えて音楽室の壁クロスの張り替え工事を請負者に実施させていた。</p>
<p>(措置の内容)</p> <p>作業用外部足場面積の減少に係る指摘については、工事設計内容のチェックミスと契約変更手続が不十分であったことが原因である。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、書類内容の照合・確認及び法令・規則の遵守を徹底し、適正に処理したい。</p>

監査対象機関	監査年月日
大 洲 高 等 学 校	平成22年 1月21日

<p>(監査の結果)</p> <p>教師用指導書の購入(計451,985円)について、完了検査から5か月以上経過して代金を支払っていた。</p>
<p>(措置の内容)</p> <p>今回の教師用指導書代金の支払の遅れは、適正な会計処理に対する意識の欠如から生じたものであり、完了検査後には直ちに支払手続が完了できるよう職員に対し指導したところである。</p> <p>今後とも、適正な会計処理の徹底について指導し、再発防止に努めたい。</p>

監査対象機関	監査年月日
吉 田 高 等 学 校	平成22年 1月21日

<p>(監査の結果)</p> <p>現金支給する職員(1名)の給与について、支給定日から28日経過して支給していた。</p>
<p>(措置の内容)</p> <p>給与担当者の失念及びチェック体制が不十分であったために発生した。</p> <p>今後は、複数の職員によるチェック体制を整え、必ず定められた日に支給する。</p>

監査対象機関	監査年月日
宇和島南中等教育学校・高等学校	平成22年 1月21日

<p>(監査の結果)</p> <p>非常勤講師(中等教育学校相談員)の報酬について、勤務条件説明書で定めた支給日から11日経過して支給していた。</p>
<p>(措置の内容)</p> <p>平成21年11月1日付けで10月分報酬の支出決議をし、11月20日付け支払済印が押印され出納室より返却されていたが、実際は出納室で支払がされていないのが判明して、11月26日付けで再度作成し、12月1日に支払処理を行った。その結果として、支給が11日遅れた。</p>

監査対象機関	監査年月日
今 治 特 別 支 援 学 校	平成22年 1月28日

<p>(監査の結果)</p> <p>電話交換機取替工事(第2号)について、電話回線接続数を拡張するフリーポートライセンスは必要なかったため、工事原価で86,904円が過大となっていた。</p>
<p>(措置の内容)</p> <p>教職員数が増加している現状を踏まえ、今後のことを考慮してフリーポートライセンスを設計書に記載していたが、直ちに必要であるものではなかった。</p> <p>今後は、必要最低限のものを整備し、会計規則や工事関係通知文書等を十分確認して、適正な工事執行に努めたい。</p>

監査対象機関	監査年月日
宇 和 特 別 支 援 学 校	平成22年 1月21日

<p>(監査の結果)</p> <p>特別支援教育就学奨励費(知的障害部門)について、特別の理由がないにもかかわらず遅延して支給していた。</p>
<p>(措置の内容)</p> <p>遅延を解消するために、複数の職員で処理にあたり、未支給であった9月~12月分については平成22年2月22日に、その後1月以降分については3月1日、3月24日及び4月12日に支給を完了した。</p> <p>また、速やかな処理を行うために事務体制を見直し、改善に努めている。</p>

○公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年 3月25日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次  
 同 本 宮 勇  
 同 赤 松 泰 伸  
 同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平 成 23 年 3 月 11 日
（監査の結果） 軽費老人ホーム事務費補助金について、法第199条第5項の規定による監査を実施したところ、次の事項が認められた。 社会福祉法人寿山会及び社会福祉法人回生会に対する平成20年度及び21年度における補助金について、交付額は事務費実支出額又は事務費基準額から事務費本人徴収額を控除して算出するところ、入所者の対象収入による階層区分を誤って認定したことにより事務費本人徴収額を過小に算定していたため、計889,000円の補助金が過大に交付されていた。補助金の交付に係る審査を適正に行われたい。	

正 誤

○正 誤

平成23年 2月22日付け第2244号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）中

ページ	箇 所	誤	正
112	左列表 土砂災害警戒区域の名称欄及び土砂災害特別警戒区域の名称欄中 上から1段目から13段目まで	422	442
"	右列表 土砂災害警戒区域の名称欄及び土砂災害特別警戒区域の名称欄中 上から1段目から6段目まで	422	442